

身体障害者旅客運賃割引規則

1950.5.1 制定
2021.3.20 最終改正

(適用範囲)

第 1 条 この規則は、身体障害者が単独又は介護者と共に当社線(本線、阪神なんば線及び武庫川線をいう。以下同じ。)及び連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に、阪神電気鉄道株式会社(以下「当社」という。)と旅客との間で締結する、鉄道による旅客の運送等に関する契約に適用され、契約の内容となる。

(身体障害者)

第 2 条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(1949年法律第 283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者

2 前項の身体障害者のうち、第1種身体障害者及び第2種身体障害者を、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「第1種身体障害者」とは、下表の障害の区分について、同表に掲げる障害の程度(身体障害者福祉法施行規則(1950年厚生省令第15号)第5条第3項及び別表第5号に規定する障害の級別をいう。)に該当する障害を有する者又は、下表の障害の区分に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が同表の障害の程度に準ずる者をいう。

障害の区分		障害の程度(等級)
視覚障害		1級から3級及び4級の1
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	2級及び3級
	平衡機能障害	-
音声機能又はそしゃく機能障害		-
肢体不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2
	下肢	1級、2級及び3級の1
	体幹	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病	上肢機能
移動機能		1級から3級

身体障害者旅客運賃割引規則

	変による運動機能障害		
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		1 級、3 級及び 4 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害		1 級から 4 級

(2) 「第2種身体障害者」とは、第 1 項に掲げる障害を有する者のうち、第 1 種身体障害者以外の者をいう。

(介護者)

第 3 条 身体障害者が、第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する 12 才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独若しくは介護者と共に乗車する場合又は第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種身体障害者又は 12 才未満の第2種身体障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種身体障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第 5 条 取扱区間は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線の普通旅客運賃計算キロ程片道 101 キロメートル以上の区間を乗車する場合に限る。

(割引率)

第 6 条 身体障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券類の購入申込み)

第 7 条 身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、身体障害者手帳を発売駅に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第 8 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者が同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、共に行う場合に限って取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第 10 条 身体障害者又はその介護者は、乗車券購入の際及び乗車中は身体障害者手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(デジタル化された身体障害者手帳情報の効力)

第 10 条の 2 デジタル化された身体障害者手帳情報は第 7 条に規定する割引乗車券類の購入申込み並びに前条に規定する係員請求時の呈示に限り、身体障害者手帳の呈示に代わるものとしてすることができる。

2 前項に規定するデジタル化された身体障害者手帳情報は、株式会社ミライロがサービスを提供する身体障害者手帳アプリケーション「ミライロID」とする。

(その他の取扱方)

第 11 条 区間変更の取扱いに関して、身体障害者とその介護者が同一の変更についてのみ取扱いする。

